TOKYO MAIL NEWS

輸送サービス労組
東京地本

No. 289 / 2024.5.15

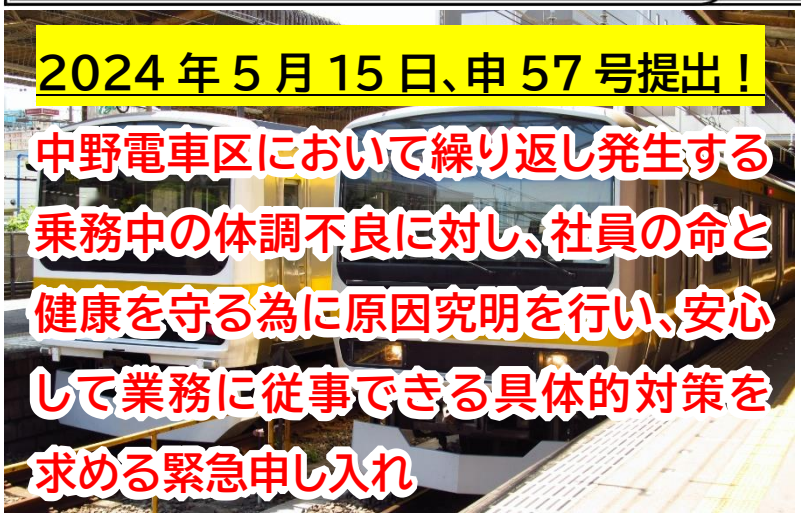

2024年5月15日、申57号提出！

中野電車区において繰り返し発生する乗務中の体調不良に対し、社員の命と健康を守る為に原因究明を行い、安心して業務に従事できる具体的対策を求める緊急申し入れ

中野電車区では、運転士が乗務中に体調不良となり、継続乗務できない事象が続発しています。

これまでの体調不良の症状では「意識が朦朧とする」「視野がぼやける」と共通しており、話を聞くと「記憶が定かではない」「断片的しか覚えていない」と述べています。原因不明の体調不良に対して不安を解消するために自費で検査を行なった社員もいます。

しかし、会社からは具体的な対策が何も図られず、職場では「不満」と「不安」が募っています。

地本は、分会から提出された要請書に基づき、首都圏本部に対して緊急申し入れを行いました。

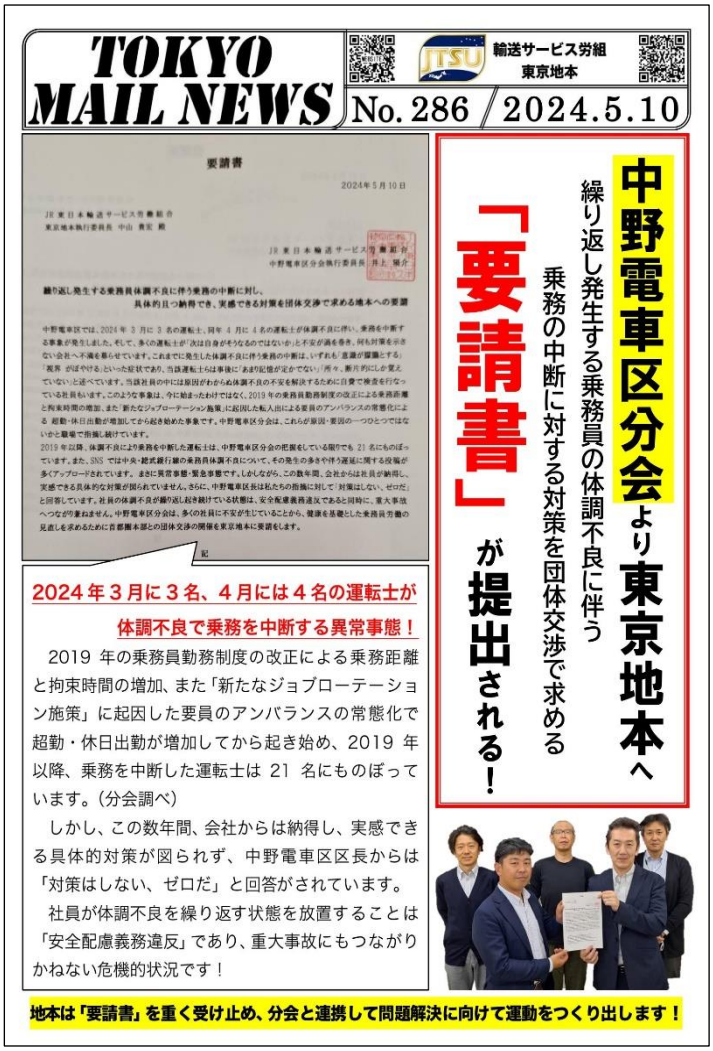

TOKYO MAIL NEWS
輸送サービス労組 東京地本
No. 286 / 2024.5.10

要請書

2024年5月10日

JR東日本輸送サービス労働組合
東京地本執行委員長 中山 貴宏 殿

JR東日本輸送サービス労働組合
中野電車区分会執行委員長 井上 裕介

繰り返し発生する乗務員体調不良に伴う乗務の中断に対し、
具体的且つ納得でき、実感できる対策を団体交渉で求める地本への要請

中野電車区では、2024年3月に3名の運転士、同年4月に4名の運転士が体調不良に伴い、乗務を中断する事象が発生しました。そして、多くの運転士が「次は自身が不安なのではないか」と不安が過ぎ、何も対策を示さない会社へ不満を募らせています。これまでに発生した体調不良に伴う乗務の中断は、いずれも「意識が朦朧とする」「視界がぼやける」といった症状であり、当該運転士らは事後に「あまり記憶が定かでない」「所々、断片的にしか覚えていない」と述べています。当該社員の中には原因がわからぬ体調不良の不安を解決するために自費で検査を行なっている社員もいます。このような事象は、今に始まったわけではなく、2019年の乗務員勤務制度の改正による乗務距離と拘束時間の増加、また「新たなジョブローテーション施策」に起因した転入出による要員のアンバランスの常態化による超勤・休日出勤が増加してから起き始めた事象です。中野電車区分会は、これらが原因・要因の一つひとつではないかと職場で指摘し続けています。

2019年以降、体調不良により乗務を中断した運転士は、中野電車区分会の把握をしている限りでも21名にものぼっています。また、SNSでは中央・総武緩行線の乗務員体調不良について、その発生の多さや伴う運転に関する投稿が多くアップロードされています。まさに異常事態・緊急事態です。しかしながら、この数年間、会社からは社員が納得し、実感できる具体的な対策が図られていません。さらに、中野電車区長は私たちの指摘に対して「対策はしない、ゼロだ」と回答しています。社員の体調不良が繰り返し起き続けている状態は、安全配慮義務違反であると同時に、重大事故へつながりかねません。中野電車区分会は、多くの社員に不安が生じていることから、健康を基礎とした乗務員労働の見直しを求めるために首都圏本部との団体交渉の開催を東京地本に要請をします。

以上

2024年3月に3名、4月には4名の運転士が体調不良で乗務を中断する異常事態！

2019年の乗務員勤務制度の改正による乗務距離と拘束時間の増加、また「新たなジョブローテーション施策」に起因した要員のアンバランスの常態化で超勤・休日出勤が増加してから起き始め、2019年以降、乗務を中断した運転士は21名にものぼっています。（分会調べ）

しかし、この数年間、会社からは納得し、実感できる具体的対策が図られず、中野電車区区長からは「対策はしない、ゼロだ」と回答がされています。

社員が体調不良を繰り返す状態を放置することは「安全配慮義務違反」であり、重大事故にもつながりかねない危機的状況です！

中野電車区分会より東京地本へ
繰り返し発生する乗務員の体調不良に伴う乗務の中断に対する対策を団体交渉で求める
「要請書」が提出される！

地本は「要請書」を重く受け止め、分会と連携して問題解決に向けて運動をつくり出します！

1．中野電車区で繰り返し発生する乗務中の体調不良に対する現段階での首都圏本部の見解と今後の対策を示すこと。
2．体調不良後の次勤務において、乗務する社員と検査のため変形日勤を指定される社員の違いを明らかにすること。
3．体調不良となった時点で、病院へ搬送される社員と、帰宅後に病院へ向かう社員がいるが、対応が異なる理由を明らかにすること。
4．体調不良による事故・事象が発生した場合は、速やかに情報を発信し、全社員に周知すること。
5．体調不良となった場合の復帰に向けたスケジュールや考え方を明らかにし、再発防止対策については中野電車区全社員に管理者から説明すること。
6．体調不良により乗務できない社員ついては、原因が究明されるまで本人の意向に沿わない勤務箇所への異動は行わないこと。
7．今申し入れに対する団体交渉は、一刻も早く社員の命及び健康を守る観点から、２０２４年５月３１日（金）までに開催すること。

組合員・社員の命と健康を守るために、原因究明と対策の徹底と、安心して業務に従事できる労働環境を通じた鉄道の安全運行を確立させるために、地本は団体交渉に臨みます！